# **JNRP22 JNLA登録及び認定の取得と維持のための手引き：様式集**

用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA列4番としてください。

ただし、様式７、様式８及び様式９については、A列3番でも結構です。

注意：様式１から様式１４までは登録申請時に必要な様式です。（様式３Bを除く）

（様式１） 登録（登録の更新）申請書

（様式２） 登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

（様式３A） JNLA登録の一般要求事項の誓約について（申請試験事業者用）

（様式３B）　JNLA登録の一般要求事項の誓約について（事業承継者用）

（様式４） ２のイ．　製品試験等の業務の実績

（様式５） ２のロ．　（製品試験等の事業以外の事業を行っている場合）試験所の組織的位置付けを含む全体の組織図

（様式６） ２のハ．　製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

（様式７） ２のニ．　製品試験等の事業を行う施設の概要（試験所の配置図）

（様式８） ２のニ．　製品試験等の事業を行う施設の概要（試験室等の機器の配置図）

（様式９） ２のホ．　製品試験等の事業を行う組織に関する事項（試験所の組織図）

（様式１０） ２のホ．　製品試験等の事業を行う組織に関する事項（主要職員名簿）

（様式１１） ２のヘ．　製品試験等の事業の実施の方法に関する事項

（様式１２） ２のト．　製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

（様式自由） ２のチ． 電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする省令第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

（様式１３） 登録申請に関する担当者及びその連絡先等

（様式１４） 登録免許税納付届

（様式１５） 登録（登録の更新）申請書等変更届

（様式１６Ａ） 誓約書

（様式1６Ｂ） 機密保持に関する合意書

（様式1６Ｃ） 認定契約書

（様式１７） 事業承継届出書

（様式１８） 事業廃止届出書

（様式１９A） 認定（再認定）申請書

（様式１９B） 認定（再認定）を受けようとする試験の範囲の別紙

（様式２０） 認定維持（又は臨時）審査申請書

（様式２１） JNLA認定事業廃止届出書

（様式２２） 委任状

（様式２３） 登録（及び認定）申請（取下げ／手続き中断／手続き復活）願

（様式２４） 登録の更新（及び再認定）申請（取下げ／手続き中断／手続き復活）願

(様式２５) 不適合の是正報告（及び是正計画）書

(様式２６) 懸念事項に対する回答書

（様式１）

登録（登録の更新）申請書 **（\*1）**

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所**（\*2）**

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

産業標準化法第５７条第１項（第５９条第１項、第６６条第１項又は第６６条第２項において準用する同法第５９条第１項）の規定に基づき、下記のとおり（外国）試験事業者の試験所の登録（登録の更新）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。**(\*3)**

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 登録（登録の更新）を受けようとする試験方法の区分 | 試験方法の区分の名称 | |  | |
| 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 | |  | |
| 登録（登録の更新）を受けようとする試験所 | | | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 電話番号 |  |
| 関連する事務所 | | | 名称及び所在地 |  |
| 別紙書類一覧**（\*4）** | |  | | |
| ○産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第２条第１項  1 登記事項証明書又はこれに準ずるもの（第１号）  2 製品試験等の事業の概要及び業務の実績（第２号イ）  3 製品試験等の事業以外の事業を行っている場合は、当該事業の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項（第２号ロ）  4 製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別（第２号ハ）  5 製品試験等の事業を行う施設の概要（第２号ニ）  6 製品試験等の事業を行う組織に関する事項（第２号ホ）  7 製品試験等の事業の実施の方法に関する事項（第２号ヘ）  8 製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績（第２号ト）  9　電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類（第2号チ） | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号： 有り □　無し □**（\*5）** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考 １　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。

２　法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第１５項に規定する法人番号がある場合に限る。）を記載すること。

３　「試験方法の区分の名称」の欄は、鉱工業品又は電磁的記録に係る日本産業規格に規定する試験方法の名称を記入する。ただし、２以上の試験方法であって、重要な部分において異ならないものとして主務大臣が定めた区分の名称がある場合には、その区分の名称を記入すること。

４　「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」の欄は、該当する日本産業規格の番号、項目番号及び記号のうち登録又は登録の更新を受けようとするものを記入すること。また、登録又は登録の更新を受けようとする区分が２以上ある場合は、別紙に記載する旨記入し、別紙を添付すること。

５　「関連する事務所」の欄は、２以上の事務所において一連の試験の業務を実施する場合において、試験証明書を発行する業務以外の業務を執行する事務所を記入すること。

６　登録の更新の申請において、すでに主務大臣に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別紙書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し、その旨を記載すること。

７　登録又は登録の更新の際に、産業標準化法に基づく登録申請手数料の額等を定める政令第５条第３項又は第６条第４項の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「別紙書類一覧」の欄に、「10産業標準化法に基づく登録申請手数料の額の計算等に関する省令第１２条」を追加し、添付する書類を「別紙書類一覧」の欄に具体的に記載すること。

８　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【作成注意】

１．(\*1) 登録申請の場合は「登録申請書」、登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書」と記載してください。その他「登録（登録の更新）」となっている箇所も同様。

２．(\*2) 申請者の住所は、登記している主たる事務所の住所を記載してください。

３．(\*3) 該当する法律条項以外は削除してください。

４．(\*4) 登録の更新申請又は区分追加に係る登録申請において、既に機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、「別添書類一覧」の欄の該当する文字を二重線で削除し（文字を消去しないこと）、その右欄に「内容に変更がないため添付を省略」と記載してください。

５．(\*5) 法人にあっては、「有り □」にレ点等のしるしを付し、１３桁の法人番号を記載してください。法人でない場合は、「無し □」にレ点等のしるしを付してください。

６．様式下端の「備考」は、省令で定める様式では備考1から備考8まで記載がありますが、申請書提出の際は削除してください。

７．(\*1)～(\*5)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式２）

登録を受けようとする試験方法の区分の別紙

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録（登録の更新）を受けようとする試験方法の区分 | 試験方法の区分の名称 |  |
| 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 | （試験方法規格） |
| （これ（これら）を引用する規格） |

（様式３Ａ）

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　あて

申請試験事業者 住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

JNLA登録の一般要求事項の誓約について

□□□□は、産業標準化法第５７条第１項（第５９条第１項、第６６条第１項又は第６６条第２項において準用する同法第５９条第１項）の規定に基づく登録の申請を行うにあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

１．登録の手順に従い、貴機関の審査を受け入れること及び定められた手数料を支払うことを誓約します。また、審査において必要な便宜と協力を提供するとともに、試験事業者としての評価に必要なすべての情報を提供します。

２．産業標準化法に基づく登録試験事業者として登録された場合、以後、常に「JNLA登録の一般要求事項」（JNRP21）の該当するすべての項目を遵守します。

３．JNLA認定試験事業者として認定された場合、以後、常に「JNLA認定の一般要求事項」（JNRP23）の該当するすべての項目を遵守します。

４．前述の要求事項が改正された場合並びに登録及び認定された範囲を変更した場合にも、本誓約書の内容を引き続き遵守します。

【作成注意】

１．本誓約書は、登録申請と同時に試験事業者から提出していただくものです。

２．日付は、申請日を記入してください。

３．□□□□は、「当社A試験室」など、申請試験事業者の試験所名を記入してください。

４．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式３B）

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　あて

事業承継者 住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

JNLA登録の一般要求事項の誓約について

□□□□は、本日、産業標準化法に基づく登録試験事業者■■■■（登録番号□□□□□□JP）の全部の試験事業を承継したことを受け、今後、常に「JNLA登録の一般要求事項」（JNRP21）及び「JNLA認定の一般要求事項」（JNRP23）の該当するすべての項目を守ることを誓約します。

また、前述の要求事項が改正された場合及び登録された範囲を変更した場合にも、この誓約書の内容を引き続き遵守することを誓約します。

【作成注意】

１．この誓約書は、登録証と引き替えに試験事業者から提出をして頂くものです。

２．日付は、承継日を記入してください。

３．□□□□は、「当社A試験室」など、事業承継者の試験所（承継後の試験所）名を記入してください。

４．■■■■は、「B株式会社C試験室」など、被承継事業者の試験所（承継された試験所）名を記入してください。

５．□□□□□□JPは、被事業承継者の試験所の登録番号を記入してください。

６．承事業承継者が、被事業承継者の認定試験事業者としての地位を承継しない場合には、上記の文章中「及び「JNLA認定の一般要求事項」（JNRP23）」を削除して提出してください。

７．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式４）

２のイ．　製品試験等の業務の実績

（　年　　月　　日　～　　年　　月　　日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試験方法の規格番号・試験方法名 | 件数 | 試験方法の規格番号・試験方法名 | 件数 |
|  |  |  |  |

（様式５）

２のロ．（製品試験等の事業以外の事業を行っている場合）試験所の組織的位置けを含む全体の組織図

|  |
| --- |
| 組織図 |

（様式６）

２のハ．製品試験等の事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 製造者名 | 型式 | 製造番号 | 数量 | 性　　能 | 所在の場所 | 所有 | 図中 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（様式７）

２のニ．製品試験等の事業を行う施設の概要

(1) 試験所の配置図

|  |
| --- |
|  |

（様式８）

２のニ．製品試験等の事業を行う施設の概要

(2) 試験室等の機器の配置図

|  |  |
| --- | --- |
| 試　験　室　名 |  |
|  | |

（様式９）

２のホ．製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(1) 試験所の組織図

|  |
| --- |
| 組織図 |

（様式１０）

２のホ．製品試験等の事業を行う組織に関する事項

(2) 主要職員名簿

|  |  |
| --- | --- |
| ラボラトリマネジメント | |
| 氏 名 |  |
| 職 名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 技術管理要員 | |
| 氏 名 |  |
| 職 名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 技術管理要員の代理 | |
| 氏 名 |  |
| 職 名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 品質管理要員 | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 品質管理要員の代理 | |
| 氏 名 |  |
| 職 名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 署名又は記名押印する者 | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |
| 署名又は記名押印する者の代理 | |
| 氏　　名 |  |
| 職　　名 |  |
| 関連する経験 |  |

（様式１１）

マネジメントシステム：選択肢Ａ／Ｂに基づき実施

２のヘ．製品試験等の事業の実施の方法に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書番号 | 文　　　書　　　名 | 制定日又は最新更新日 |
|  |  |  |
| マネジメントシステム | □　選択肢Ａ | □　選択肢B |

（様式１２）

２のト．製品試験等の事業に従事する者の氏名及び当該者が製品試験等の事業又はこれに類似する事業に従事した経験を有する場合は、その実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主任 | 氏　　名 | 入社年月日 | 担当試験業務 | 申請に係る試験事業の従事の実績 |
|  |  |  |  |  |

（様式自由）

２のチ．　電磁的記録試験の登録を受けようとする場合にあっては、登録を受けようとする省令第1条の区分において試験を実施する能力を有することを証する書類

|  |
| --- |
| 様式は自由です。 |

（様式１３）

登録申請に関する担当者及びその連絡先等

年　　月　　日

登録申請に関する連絡先担当者（必要な場合、登録後の連絡先担当者）及び登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の担当者は次のとおりです。

(1) 登録申請に関する連絡先担当者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先担当者 | 部署名 |  |
| 氏　名 |  |
| 電話 | |  |
| FAX | |  |
| E-mail | |  |

※申請手数料についての請求書の送付先が上記と異なる場合には次に記載をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 請求書送付先 | 部署名 |  |
| 氏　名 |  |
| 送付先住所 | | 〒 |

(2) 登録後の連絡先担当者（上記（１）と異なる場合に記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡先担当者 | 部署名 |  |
| 氏　名 |  |
| 電話 | |  |
| FAX | |  |
| E-mail | |  |

(3) 登録された後の登録事業者一覧表等で公表を希望する登録試験所の部署名

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ窓口の部署名 |  |
| 電話 |  |
| FAX |  |
| ホームページのURL |  |
| E-mail　（利用できる場合。  なるべく組織宛のアドレス） |  |

（注）一覧表等での公表を希望しない場合は該当する欄にその旨記入して提出してください。

異動等により担当者に変更があった場合は届け出てください。

（様式１４）

独立行政法人製品評価技術基盤機構　　殿

　　　　　　　　　年　　月　　日

住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

登録免許税納付届

産業標準化法に基づく試験事業者登録に係る登録について、登録免許税を納付したので納付を証明する書類を提出します。

|  |
| --- |
| 登録免許税の納付領収証書を貼付する。 |

（様式１５）

登録（登録の更新）申請書等変更届 **(\*1)**

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

　下記１．のとおり試験事業者の登録等の申請をしましたが、下記２．のとおり変更がありましたので、届け出ます。

記

１．申請書記載内容等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録（登録の更新）を受けようとする試験方法の区分 | 試験方法の区分の名称 |  | |
| 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 |  | |
| 登録（登録の更新）を受けようとする試験所 | | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 電話番号 |  |
| 登録番号（登録試験事業者に限る）**(\*2)** |  |
| 関連する事務所 | | 名称及び所在地 |  |

２．変更内容

(1) 申請書記載内容等： **(\*3)**

①変更前

②変更後

(2) 別紙書類等：

①変更前

②変更後

３．変更年月日

４．変更理由

５．変更に伴う登録証（及び認定証）の再交付の希望

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 希望の有無： | 有り　□　　無し　□ |  |

【作成注意】

１．(\*1) 登録申請の場合は「登録申請書等変更届」、登録の更新申請の場合は「登録の更新申請書等変更届」と記載してください。その他「登録（登録の更新）」となっている箇所も同様。

２．(\*2) 登録試験事業者以外の場合には、登録番号欄は「該当なし」と記載してください。

３．(\*3) 「1.申請書記載内容等」の記載事項に変更がない場合には、「変更なし」と記載してください。

４．様式１５中の(\*1)～(\*3)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

５．変更に伴って登録証（及び認定証）の再交付を希望される場合は、5．の希望の有無の「有り □」にレ点等のしるしを付してください。再交付を希望されない場合（登録証（及び認定証）の内容に影響しない変更のみを届け出た場合を含む）は、「無し □」にレ点等のしるしを付してください。

（様式１６A）

独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　認定センター所長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　適合性評価機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者役職及び氏名　　印

誓約書

　<適合性評価機関名>は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（以下、「IAJapan」という。）のJNLA試験事業者認定プログラムに係る申請を行うにあたり、以下の項目について誓約します。

１．要求事項との適合

　＜適合性評価機関名＞の申請の認定範囲において、＜適合性評価機関名＞が「認定スキーム文書（JNLA認定）」が参照する「JNLA認定の一般要求事項」の最新施行版の該当するすべての項目の要求事項に適合するよう、遵守します

２．認定審査の受入れ、協力等

２．１　IAJapanが行う認定審査を快く受入れるとともに、IAJapan及び＜適合性評価機関名＞が審査チームとして受入れを了承したIAJapanが指名する者に円滑な審査に必要な協力を提供します。

２．２　認定審査のためにIAJapanが必要とする、申請の認定範囲における、＜適合性評価機関名＞の文書及び記録の調査、バーチャルサイトへのアクセス、ラボへの立入り、機器及び設備の現地確認並びに職員及び外部委託先への接触を行うことをIAJapanが指名する者に認め、必要な手配を行います。

２．３　審査計画の提示によってIAJapanが求める場合、＜適合性評価機関名＞が実施する標準物質生産活動への立会いに関する手配を行います。また、審査計画の提示によってIAJapanが求める場合、＜適合性評価機関名＞が顧客の事業地で標準物質生産活動を実施する際に、＜適合性評価機関名＞のパフォーマンスを評価するために認定機関の審査チームが同行することを顧客に約束させる、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、認定機関の審査チームが同行することの手配を行います。

３．　変更の通知

　申請及び認定審査において、提出又は報告したうちで、次の各項に変更が生じた場合は、直ちにIAJapanに通知します。

　(1) 試験所の名称又は組織上の位置付け

　(2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員

　(3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

　(4) 認定の要求事項を満たす試験所の能力に影響する可能性があるその他の事項

４．　手数料の支払い

　IAJapanが手数料規程（認定業務に係る手数料規程であって、申請時点でWEBサイトに公開され、適用される版のもの）に基づいて請求する審査手数料を所定の期日までに支払います。

　また、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、手数料の返還がされないことについて、苦情又は異議を申し立てません。

５．　誓約書各条項の違反、不履行又は不正行為等に伴う処分

５．１　申請後において、誓約書の各条項の違反又は不履行がIAJapanによって確認された場合、IAJapanが、申請の却下又は審査の打切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。

５．２　申請後において、＜適合性評価機関名＞の不正行為の証拠、意図的な虚偽の情報の提出又は情報の隠蔽がIAJapanによって確認された場合、IAJapanが、申請の却下又は審査の打ち切りの手続きを開始することについて、苦情又は異議を申し立てません。また、この後、２年間において、＜適合性評価機関名＞の申請の受付がされないことについても苦情又は異議を申し立てません。

以上

（様式１６B）

機密保持に関する合意書

　＜申請事業者名＞（以下、「甲」という）と、独立行政法人製品評価技術基盤機構　認定センター（以下、「乙」という）は、甲の全部又は一部の組織が、試験所（案件番号：SXXXX）としての力量、認定要求事項の遵守状況及び認定要求事項への適合性を確認するため、乙が認定活動を実行するにあたり、乙が情報の機密保持に関して適切に運用することを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり機密保持に関する合意（以下、「本合意」という）を締結する。

(適用)

第１条　本合意は、認定活動の間に得られた又は生じたことにより、乙が入手したすべての情報（以下「認定審査情報」という。）の管理を本合意の対象とする。

(通知義務)

第２条　本合意の締結に伴い、乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

(機密情報)

第３条　乙は、甲の認定審査情報（甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く）は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

２　前項の規定に関わらず、法令に基づいて乙が甲の機密情報を開示する場合、乙は必要な認定審査情報の開示を行い、認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

(情報源の機密)

第４条　乙は、甲以外の情報源（例えば、苦情申立者、規制当局）から得られた、甲に関する情報は、乙の機密とする。ただし、甲以外の情報源から得られた情報のうち苦情に関するものは、乙が必要と判断する場合には甲に開示する。また、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

(機密保持)

第５条　乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員（以下「要員」という。）は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について機密を保持する守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。

２　甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に関係する組織及び顧問弁護士を除く。

３　乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グル－プ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を相手の認定機関に対して開示する場合は、その相手の認定機関から、認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。

（認定審査情報の保管）

第６条　乙は、甲の認定審査情報を認定の決定をした年度の3月31日から10年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

２　乙による、甲の認定審査が認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(協議)

第７条　本合意に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本合意に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

　本合意の証とするため、本合意書二通を作成し、甲及び乙は、各々署名（又は記名押印）の上、各一通を保有する。

　年 月 日

甲：（住所）

　 （法人名）

　 （代表者　名　　印）

　年 月 日

乙：　東京都渋谷区西原二丁目４９番１０号

　　　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　　認定センター所長　名　　印

（様式１６C）

認 定 契 約 書

　＜認定事業者名＞（以下、「甲」という）と、独立行政法人製品評価技術基盤機構　認定センター（以下、「乙」という）は、甲の全部又は一部の組織が、試験所（認定識別： JNLA XXXXXX JP）としての力量を有し、認定要求事項を遵守し、かつ、認定要求事項への適合性を満たしているとして乙が認定（以下、「認定」という）を決定したことに基づき、申請、審査、認定及びその維持等の円滑な運用を図ることを目的として、甲、乙合意の下に、次のとおり認定契約（以下、「本契約」という）を締結する。

(適用)

第１条　本契約は、認定に係る事項の全てに適用する。乙は、本契約に適用する乙の基準、手順、指針及び「認定スキーム文書（JNLA認定）」が参照する「JNLA認定の一般要求事項」の規程並びに通知文書（以下、「乙の規則」という）を、制定、又は改定される度に甲に書面で通知（電子文書による通知、又は、乙のWEBサイトにおいて閲覧可能とされることも含む。以下「書面で通知」という）する。

　　乙は、通知する時点で有効に適用される乙の規程の全てを、乙のWEBサイト中で「公表・公開文書」として公表する。

　　なお、本契約に適用する乙の規則には、本契約締結後に制定、又は改定される最新版も含まれる。

(誓約書の効力)

第２条　本契約の締結に伴い、本契約締結前に甲から乙に提出された誓約書は効力を失う。

２　本契約の締結に伴い、本契約締結前に締結された機密保持に関する合意書は効力を失う。

(認定された適合性評価機関の権利と義務)

第３条　甲は、第１条に定める乙の規則による認定された試験所としての権利を有し義務を負うとともに、認定された試験所としての組織構成と業務運営を、乙の規則に適合させるほか、認定された試験所としての義務を遵守する。

２　甲及び乙は、前述の乙の規則が改正された場合及び認定範囲を変更した場合にも、本契約書の内容を引き続き遵守する。

３　審査計画の提示によって乙が求める場合、甲は、顧客の事業地で試験活動を実施する際に、試験所のパフォーマンスを評価するために、乙の審査チームが同行することを受け入れる内容の法的拘束力のある取決めを顧客との間に結び、乙の審査チームが同行することの手配を行う。

４　甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張する。

５　甲は、乙の信用を失墜させるような方法で認定を利用しない。

(認定審査)

第４条　甲は、乙の規則及び本契約に基づき、乙が必要と認めた場合に実施する全般的又は部分的審査（認定審査、再認定審査、認定維持審査及び臨時審査）（以下、「認定審査」という）を受入れ、要請に応じて乙及び乙が指名する者に審査に必要な便宜及び協力を最大限提供する。

２　前項の必要な便宜及び協力には、以下が含まれる。

一　乙から認定を受けている甲の試験活動を実施する全ての施設への立入り及び設備の確認。

　　なお、立入りを行う日時については甲乙別途協議して定める。

二　認定審査に関係のある文書調査

三　認定審査に関係のある記録の閲覧

四　認定審査に関係のある要員への接触と個人面接及び下請負機関への接触

五　認定審査に関係のあるバーチャルサイトへのアクセス

六　甲による顧客に対する試験活動への乙の立会同行及び乙の立会同行に必要な法的に拘束力のある顧客との取り決めの確認（閲覧）

七　審査計画（審査チーム編成や日程を含む）の早期確定及び受入れ

３　乙は、認定審査を実施する際には認定審査に対応するために一般的に相当と思われる期間をもって甲に予告する。ただし、利害関係者からの甲に対する苦情、第９条に定める変更又は第１１条第２項に係る甲の認定の表示、表明の結果として臨時に行う認定審査において、乙が必要と認める場合には、この予告期間を短縮することができる。

４　本条第１項に定める乙が指名する者には、乙の国際的な相互承認維持のために必要な関係者を含む。

(機密保持)

第５条　認定プロセスの間に得られた又は生じたことにより、乙が入手したすべての情報（以下「認定審査情報」という。）の管理を本条の適用の対象とする。

２　乙は、開示を意図している情報を、第三者に対して開示前に甲に通知する。

３　乙は、甲の認定審査情報（甲が公開している情報及び苦情処理に係る処理を目的とした情報を除く）は、甲が所有権を持つ情報とみなし、機密情報とする。

４　前項の規定に関わらず、法令に基づいて乙が甲の機密情報を開示する場合、乙は必要な認定審査情報の開示を行い、認定審査情報を開示したことを甲に通知しない。

５　乙は、甲以外の情報源（例えば、苦情申立者、規制当局）から得られた、甲に関する情報は、乙の機密とする。ただし、甲以外の情報源から得られた情報のうち苦情に関するものは、乙が必要と判断する場合には甲に開示する。また、情報源に関する情報は乙の機密とし、情報源が同意した場合を除き、甲と共有しない。

６　乙の委員会委員、審査員、技術専門家及び職員（以下「要員」という。）は、法令に基づいて行政機関が要求する場合を除き、認定審査情報について守秘義務を負う。このため、乙は、乙の要員に対して機密保持に関する誓約書を義務付ける。

７　甲の認定審査情報の閲覧は、甲の認定活動に関与する乙の要員に限る。ただし、乙の認定審査に関する苦情及び異議申立てがされた場合において、乙の上位機関である独立行政法人製品評価技術基盤機構及び／又は経済産業省の苦情及び異議申立ての処理に関係する組織及び顧問弁護士を除く。

８　乙は、乙の国際的な認定機関との相互承認グル－プ又は二者間での相互承認維持のために、甲に関する認定審査情報を相手の認定機関に対して開示する場合は、その相手の認定機関から認定にかかる業務を遂行するためにのみ使用し、他の目的に使用又は利用しないことを含めた機密保持の誓約を取る。

９　乙は、甲の認定審査情報を認定の決定をした年度の3月31日から10年保存し、保存期間の満了日以降に機密が保持された状態で廃棄する。

１０　乙による認定審査が、甲の認定の決定に至らなかった場合も、前項と同様とする。

(情報の提供)

第６条　甲は、認定の取得、又はその維持、更新、認定範囲拡大に合理的に必要な情報について、乙の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第７条　甲は、乙が甲の認定の状況（甲又は甲の試験所の名称及び所在地、（該当する場合）初回認定発効日、認定発効日、（該当する場合）認定の有効期限、認定範囲、認定の決定、認定の継続、一時停止、又は取り消し）及びその具体的理由についての情報を公表することに同意する。

(手数料)

第８条　甲は、認定審査の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、乙が手数料規程に定めた甲が負担すべき手数料について、乙からの請求に基づき乙の指定する期限内に乙の指定する銀行口座宛に振り込む方法（振込手数料は甲負担）により支払う。一旦支払われた手数料は、審査の中止を含む認定審査の結果如何に関わらず、返還がされないことについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。

２　乙は、前項に定める規定の料金について改定を行う場合には、原則として、書面で甲に通知する。

３　本契約書の作成に関連して発生する費用は各当事者において負担する。

(認定要求事項の変更)

第９条　乙は、乙の認定審査に関する規則を変更する場合には、原則として甲に対し書面による適切な予告を行う。

２　乙が乙の規則を変更し公表したことにより、甲が自らのマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合は、乙が合理的と考える期間内に、甲は乙の検証（認定審査を含む）を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲に検証の実施を通知する。

(変更の通知)

第１０条　甲は、乙の規則において乙に通知の必要な次の事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく所定の書面により乙に通知しなければならない。

　(1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の位置付け

　(2) 組織、トップマネジメント又はラボラトリマネジメント並びに主要な要員

　(3) 資源及び場所（バーチャルサイトを含む）

　(4) 認定範囲

　(5) 認定の要求事項を満たす試験所の能力に影響する可能性があるその他の事項

２　甲は、乙から認定された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき（例えば、所有者、重要な要員、又は施設の変更など）、又は利害関係者からの甲に対する苦情若しくはその他の情報の分析結果から、乙の規則の要求事項に適合していない、若しくは適合していないおそれがあるときで、乙が、前項に基づく甲からの通知の内容を乙の規則に照らして、その必要があると判断した場合は、甲は乙からの通知に基づき、乙による臨時の認定審査を受けなければならない。

(認定の表示)

第１１条　甲は、一時停止期間を除く認定有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた認定シンボルを使用できる。その使用にあたっては、乙の規則に定められている使用条件を遵守する。

２　甲は、認定文書、認定シンボル、通知書、及び報告書の全部又は一部の使用につき、

«適合性評価制度の社会的評価を損なう行為、第三者の誤解を招く行為、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明又は認定の事実の利用を行ってはならない。

３　甲は、認定が授与されている範囲に関してのみ認定を主張できる。

(外部委託)

第１２条　甲は、乙に認定された範囲内の業務の一部を外部委託している場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の外部委託先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該外部委託先に対して乙の調査を受入れさせるとともに、その事前了解を取得する。

(異議申立て及び苦情)

第１３条　甲は、乙に認定された範囲内の業務における甲に対するすべての異議申立て、利害関係者からの苦情について、調査を行い、解決の手段をとる。また、乙の要請に応じ、甲への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力し、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。

２　甲及び乙は、乙に認定された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。

３　甲は、乙の規則に従い､乙に対し異議又は苦情を申し出ることができる。

(契約条項の違反又は不履行並びに不正行為に伴う処分)

第１４条　本契約締結以降、本契約の各条項に対する甲の違反又は不履行、甲の不正行為の証拠、甲の意図的な虚偽の情報の提出並びに情報の隠蔽が、乙によって確認された場合、乙が申請の却下、審査の打ち切り、是正処置請求、証明書の回収請求、認定の一時停止及び／又は認定の取消しの手続きを開始することについて、甲は苦情又は異議を申し立てない。また、手続き開始後2年間において、甲の申請の受付けがされないことについても甲は苦情又は異議を申し立てない。

２　前項により、乙が認定取消しの手続きを開始した場合、甲の認定は、甲の認定取消しが決定するまで一時停止する。

(契約の有効期間と終了・解除)

第１５条　本契約は、本契約の締結日から一時停止期間中を含む乙による甲の認定が維持される期間について有効である。また、甲の申請に基づき認定審査が行われる場合は、審査の結果、乙により認定の取消しの決定がされない限り、本契約は引き続き有効とされる。乙により甲の認定が取り消された場合は、本契約は終了する。本契約書に基づく認定契約の締結後、旧版で締結された認定契約は、本契約発効時から無効となる。また、契約内容の見直しのため新しい契約書に基づき契約を再締結した場合、特別な取り決めがない限り、新契約発効時から本契約は無効となる。

２　甲は、60 営業日前に理由と終了日を明記し、内容証明郵便等、送付及び受領確認ができる手段をもって乙に通知することによって、本契約を終了できる。その場合、認定も終了する。

３　甲及び乙は、相手方に、破産、民事再生手続、会社更生、特別清算、及びその他類似の手続き開始の申立の事実が生じ、試験所としての活動ができないことが明らかになったときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる｡甲において本項に該当する事態が生じたときは、認定は終了する。

(反社条項)

第１６条　乙は、甲又は甲の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができる。

一　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき

二　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

三　反社会的勢力を利用していると認められるとき

四　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

五　反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

六　自ら又は第三者を利用して、乙又は乙の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

２　乙は、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲に損害が生じても乙は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約終了後の責務)

第１７条　第５条各項、第８条第１項及び本条の規定は、契約の終了後においても有効に存続する。また、本契約が終了した時点で、本契約の有効期間内に発生した債権債務、履行責務で未履行のものが有る場合、当該債務等は消滅しない。

(管轄と準拠法)

第１８条　本契約は、日本国の法律に従って解釈される。本契約に関して訴訟を提起する必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

２　本契約は、日本語版が正規の契約書としての位置付けをもつ。必要な場合、乙は、参考として英文版を作成し、甲は、必要な場合、その同等性を確認の上、本契約を締結するが、これら2つの言語間で内容又は解釈の不一致が提起された場合、日本語版が優先する。

(協議)

第１９条　本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

　本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々署名（又は記名押印）の上、各一通を保有する。

　年 月 日

甲：（住所）

　 （法人名）

　 （代表者　名　　印）

　年 月 日

乙：　東京都渋谷区西原二丁目４９番１０号

　　　独立行政法人製品評価技術基盤機構

　　　　認定センター所長　名　　印

（様式１７）

事　業　承　継　届　出　書

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る登録（登録外国）試験事業者の地位を承継したので、産業標準化法第６０条第２項（第６６条第２項において準用する同法第６０条第２項）の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 被承継人 | 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 |  |
| 住所 |  |
| 承継された試験所 | 名称 |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 被承継人の登録（登録外国）試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分 |  | |
| 承継後の試験所 | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| 電話番号 |  |
| 承継の期日 |  | |
| 承継の理由 |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人番号： 有り □　無し □**（\*1）** |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。

２　法人にあっては、申請書の末尾に、法人番号（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合に限る。）を記載すること。

３　「承継後の試験所」の欄は、試験所の名称等を変更した場合に記入すること。

４　地位を承継した事実を証する書面及び譲り受けた登録証を添付すること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

【作成注意】

１．(\*1) 法人にあっては、「有り □」にレ点等のしるしを付し、１３桁の法人番号を記載してください。法人でない場合は、「無し □」にレ点等のしるしを付してください。

２．様式下端の「備考」は、省令で定める様式では備考1から備考５まで記載がありますが、届出書提出の際は削除してください。

３．(\*1)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式１８）

事　業　廃　止　届　出　書

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

下記のとおり登録を受けた試験所に係る事業を廃止したので、産業標準化法第６１条（第６６条第２項において準用する同法第６１条）の規定により、届け出ます。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業を廃止した試験所 | 名称 |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 登録（登録外国）試験事業者の試験所の登録番号及び登録を受けている試験方法の区分 |  | |
| 廃止の期日 |  | |
| 廃止の理由 |  | |

備考１　この用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ列４番とすること。

　　２　事業を廃止した試験所に係る登録証を添付すること。

　　３　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（様式１９Ａ）

認定（再認定）申請書 **(\*1)**

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所 **(\*2)**

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名 **(\*3)**

下記のとおり、JNLA認定プログラムの（外国）試験事業者の試験所の認定（再認定）を受けたいので、別紙書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定（再認定）を受けようとする試験所 | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 電話番号 |  |
| 実施する業務 |  |
| 認定識別（又は登録番号） **(\*4)** |  |
| 認定の有効期限 **(\*5)** |  |
| 前回の現地審査日 |  |
| 関連する事務所 | 名称、実施する業務及び所在地 |  |
|  |

【作成注意】

1. (\*1) 認定申請の場合は「認定申請書」、再認定申請の場合は「再認定申請書」としてください。その他「認定（再認定）」となっている箇所についても同様です。
2. (\*2) 試験所の長が申請する場合は、「住所」に試験所の所在地を記入してください。
3. (\*3) 申請者は、試験所の長でもよい。
4. (\*4) 登録試験事業者が認定申請する場合は「登録番号」、再認定申請又は認定申請（区分追加）する場合は「認定識別」若しくはそれ以外の場合は「該当なし」と記載してください。
5. (\*5) 認定試験事業者以外は「該当なし」と記載してください。
6. (\*1)～(\*5)及び【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式１９Ｂ）

認定（再認定）を受けようとする試験の範囲の別紙

試験所　名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名称1) | 試験する材料又は製品2) | 試験の種類（試験方法の区分の名称）3) | 構成要素、パラメータ又は特性4) | 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 | | 特記事項7) |
| 試験方法規格5) | 引用する規格6) |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

備考1)：JNRP32S10最新版記載の「分野名称」を記載してください。

2)：以下の表より該当する「試験する材料又は製品」を記載してください。ただし、それらと異なる名称の記載を希望する場合、当該「試験する材料又は製品」に包含されかつ実施する試験対象として適切な名称に限り、その「試験する材料又は製品」の後方に括弧書きで追記できます。

|  |  |
| --- | --- |
| 分野名称 | 試験する材料又は製品 |
| 土木・建築 | 建築材料 |
| 一般機械 | 機械製品 |
| 電気 | 電気製品 |
| 車両 | 車両 |
| 鉄鋼・非鉄金属 | 鉄鋼・非鉄金属 |
| 化学品 | 化学製品 |
| 繊維 | 繊維製品 |
| 窯業 | 窯業製品 |
| 給水・燃焼機器 | 給水・燃焼機器 |
| 日用品 | 日用品 |
| 抗菌 | 抗菌加工製品 |
| 医療・福祉・保安用品 | 医療安全用具 |
| 電磁的記録 | ソフトウェア |

3)：JNRP32S10最新版記載の「試験方法の区分の名称」を記載してください。

4)：試験する構成要素、パラメータ又は特性を記載してください。

5)：JNRP32S10最新版記載の「製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号」を記載してください。

6)：5)を引用する日本産業規格の番号、及び該当する場合、項目番号及び記号を記載してください。

7)： 試験に用いる技法、方法及び／又は機器などについて、補足が必要な場合（現地試験を実施する場合を含む。）、記載してください。

【作成注意】

　　１．備考3)、5)及び6)について、JNLA登録（申請）内容と同一の内容を記載してください。

　　２．表中の各項目に付記された1)～7)の備考番号及び各備考の説明並びに【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式２０）

認定維持（又は臨時）審査申請書

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

年度の認定維持（又は臨時）審査を下記のとおり申請します。また、認定維持（又は臨時）審査の受入れにあたっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。

記

１．認定試験所の名称及び所在地

２．認定識別

３．認定維持（又は臨時）審査を受ける認定区分数

４．認定の有効期限

５．前回の現地審査日の初日

|  |
| --- |
|  |

注意：　申込者は、試験所の長でもよい。

（様式２１）

JNLA認定事業廃止届出書

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長　殿

住所

届出者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

JNLA認定事業を廃止したいので、認定証を添え、届け出ます。

記

１．JNLA認定事業を廃止する試験所の名称及び所在地

　　（認定識別：　　　　　　　　　）

２．JNLA認定事業を廃止する試験方法の区分の名称

３．JNLA認定事業の廃止の期日

４．JNLA認定事業の廃止の理由

|  |
| --- |
|  |

注意：届出者は、試験所の長でもよい。

（様式２２）

委任状

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

理事長　殿

住所

委任者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

産業標準化法に基づく登録試験事業者の登録（登録の更新）申請書等変更届に係わる手続きの権限を下記の者に委任します。

記

　　被委任者：　住所、所属、役職及び氏名

以上

|  |
| --- |
|  |

（様式２３）

登録（及び認定）申請（取下げ／手続き中断／手続き復活）願

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

　□□年□□月□□日付（登録申請書／登録の申請手続き中断願）（及び認定申請書／認定申請手続き中断願）により、産業標準化法第57条第1項の規定に基づく（登録申請／登録申請手続きの中断）（及び認定申請／認定申請手続きの中断）を行いましたが、下記の理由により申請（を取下げます／手続きを中断します／手続きを復活します）。

記

１．申請内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録を受けようとする試験方法の区分 | 試験方法の区分の名称 |  | |
| 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 |  | |
| 登録を受けようとする試験所 | | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 電話番号 |  |
| 関連する事務所 | | 名称及び所在地 |  |

２．取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由

３．手続きを中断する期間／手続きを復活する期日

【作成注意】

１．「申請内容」欄には、登録申請書の記載内容を記入すること。

２．「取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由」欄に記入する文書の体裁、箇条書き等の書式は問わない。

３．申請を取下げる場合、登録（及び認定）申請手数料は返還されない。

４．「手続きを中断する期間」は、通算で最長６か月間とする。

５．申請試験事業者及び認定（再認定）事業者は、様式２のほかに様式１９Bも提出すること。

６．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式２４）

登録の更新（及び再認定）申請（取下げ／手続き中断／手続き復活）願

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構　殿

住所

申請者の氏名又は名称及び法人

にあってはその代表者の氏名

　□□年□□月□□日付（登録の更新申請書／登録の更新手続き中断願）（及び再認定申請書／再認定手続き中断願）により、産業標準化法第59条第1項の規定に基づく（登録の更新申請／登録の更新申請手続きの中断）（及び再認定申請書／再認定申請手続き中断願）を行いましたが、下記の理由により申請（を取下げます／手続きを中断します／手続きを復活します）。

記

１．申請内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録の更新を受けようとする試験方法の区分 | 試験方法の区分の名称 |  | |
| 製品試験等に係る日本産業規格の番号、項目番号及び記号 |  | |
| 登録の更新を受けようとする試験所 | | ふりがな |  |
| 名称 |  |
| ふりがな |  |
| 所在地（郵便番号） |  |
| 電話番号 |  |
| 関連する事務所 | | 名称及び所在地 |  |

２．取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由

３．手続きを中断する期間／手続きを復活する期日

【作成注意】

１．「申請内容」欄には、登録の更新申請書の記載内容を記入すること。

２．「取下げる理由／手続きを中断する理由／手続きを復活する理由」欄に記入する文書の体裁、

箇条書き等の書式は問わない。

３．申請を取下げる場合、登録の更新（及び再認定）申請手数料は返還されない。

４．「手続きを中断する期間」は、通算で最長６か月間とする。

５．登録試験事業者及び再認定事業者は、様式２のほかに様式１９Bも提出すること。

６．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式２５）

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター ＪＮＬＡマネージャー あて

事業所（事業者の事務所）名

事業所（事業者の事務所）の長 印

不適合の是正報告（及び是正計画）書

（案件番号、登録番号又は認定識別）○○○の（登録／登録の更新審査、立入検査、認定／再認定審査、認定維持審査又は臨時審査）に関して、　　 年 月 日付けの審査報告書の不適合に対する是正処置（及び是正計画）の内容は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 不適合(要求事項項目番号) | 是正処置（及び是正計画）の内容 | 認定機関記入欄 |
|  |  | ① 原因  ② 応急処置  ③ 是正処置  ④ 効果の確認 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【作成注意】

１．不適合の内容、及び認定基準該当項目は、「不適合報告書及び確認書」に記載された内容を転記する。

２．「是正処置（及び是正計画）の内容」は、以下の事項について記載する。

① 不適合の原因調査の結果

② （実施した場合）応急処置の内容（例えば、○○試験業務の一時停止）

③ 是正処置（及び是正計画）の内容

④ 是正処置の効果の確認（又は方法、時期等の計画）

３．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。

（様式２６）

年　　月　　日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター ＪＮＬＡマネージャー あて

事業所（事業者の事務所）名

事業所（事業者の事務所）の長 印

懸念事項に対する回答書

（案件番号、登録番号又は認定識別）○○○の（登録／登録の更新審査、立入検査、認定／再認定審査、認定維持審査又は臨時審査）に関して、　　 年 月 日付けの審査報告書の懸念事項に対する検討結果の内容は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 懸念事項 | 検討結果の内容 | 認定機関記入欄 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

【作成注意】

１．懸念事項の内容、及び認定基準該当項目は、「懸念事項及び確認書」に記載された内容を転記する。

２．懸念事項に対する検討の結果により、予防処置、是正処置等の対応をしない場合は、その理由も回答する。また、検討したが報告書提出時までに対応方法が定まらず、今後さらに検討を進めていく等の場合は、その旨を回答する。

３．懸念事項に対する検討の結果により、予防処置、是正処置等を行った場合又は予防処置、是正処置等を行う予定の場合は、以下の事項について記載する。

① 原因の調査結果

② （実施した場合）応急処置の内容（例えば、○○試験業務の一時停止）

③ 予防処置、是正処置等の内容

④ 予防処置、是正処置等の効果の確認（又は方法、時期等の計画）

４．【作成注意】以下を削除のうえ提出してください。